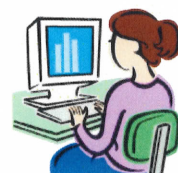


正しい施設のご利用を お願いします



無断で不来場(※)を行った利用予定者に対し適正利用促進制度を適用しています。

多くの方にご利用していただくため、正しい施設のご利用をお願いします。

集会施設における利用の公平性の確保と施設の効率的な利用促進を図るため、無断で不来場を行った利用予定者に対し適正利用促進制度を適用しています。

予約の取消しについては、予約をした利用区分の開始時間前までにお願いいたします(午前中の利用予約の取消しについては前日の21時前までとなります。)。なお、インターネットからの予約の取消しについては、予約を取消したはずなのに、取消されていないといったケースも発生していますので、最後の画面まで処理をしていただき、予約が取消されたことを確認するようにお願いいたします。

※「不来場」とは予約をした利用区分の開始時間前(午前中の利用予約は前日の21時前まで)までに予約の取消しを行わず、利用区分の終了時間までに使用料の納入がないことです。

不来場をする と . . .

システムの 利用制限

公共施設予約システムからの申込みができなくなります。
(申込みの際は、電話または来所のみとなります。)

使用料の納入 期限の設定

利用が決定した日の翌日から**7日(休館日を除く)以内に使用料を納入していただきます**。また、抽選申込みで当選した方は、翌月の初日から7日(休館日を除く)以内に使用料を納入していただきます。なお、利用が決定した日の翌日から7日以内より先に利用期日が到来する場合は、利用開始前までに使用料を納入していただきます。

適用期間

不来場を行った日の**翌月の初日から3か月間**に行われる申込みに対し適用します。適用期間中に再度不来場があった場合は、**不来場1回**につき3か月間期間を延長します。

対象施設

・区民館(多目的ホール・談話室を含む) ・日本橋公会堂集会室
・産業会館集会室 ・ほっとプラザはるみ集会施設(休館中)
・社会教育会館(集会施設・屋内体育場)※令和4年2月1日利用分～

お問い合わせは各施設にお願いいたします。